

建設業法施行規則の一部を改正する省令案について (概要)

令和7年2月
国土交通省
不動産・建設経済局

1. 背景

(1) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第4条第1項第15号の規定により、建設業許可の申請者は申請に際し「事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面」を提出することが求められている。

令和5年の地方分権改革に関する提案募集において、都道府県への建設業許可の申請及び毎事業年度終了後の書類提出（以下「許可申請等」という。）について、都道府県内で納税事務を所掌する部局と建設業許可を所掌する部局の情報連携体制が構築されている場合は、事業税の納税証明書の提出を省略できるよう措置することが提案された。当該提案を受け、令和5年12月に閣議決定された「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」において都道府県が納税情報を内部利用することが可能である場合に当該納税証明書の添付の省略が可能となるよう、省令の改正等について検討し、令和6年中に結論を得る」とされたところ。

(2) また、グローバル・ミニマム課税制度（以下「GM課税制度」という。）の導入により、一部企業において新たな課税が生じるところ、当該税目に応じた会計様式の修正が必要となった。

これらの措置のため、規則について所要の改正を行う必要がある。

2. 省令案の概要

(1) 許可申請等の提出書類に係る措置について

（第4条、第10条、第13条の2及び第13条の3

（建設業法（昭和24年法律第100号）第6条、第11条、第17条の2及び第17条の3）関係）

許可申請等を行う者の納税情報を都道府県が確認することについて当該者の同意が得られた場合、当該許可申請等における納税証明書の提出を省略可能とすること（これらの規定が準用される建設業許可の譲渡等についてもあわせて所要の改正を行う）。

(2) 建設業会計様式における項目の修正について

（別記様式第17号の2（建設業法第6条）関係）

GM課税制度の導入により、損益計算書の科目として「国際最低課税額に対する法人税等」が新設されるところ、損益計算書上「法人税、住民税及び事業税」に当該科目に係る金額を含める場合、その注記ができるようにすること。

(3) その他

所要の規定の整備を行うこと。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和7年3月下旬

施行：令和7年4月1日（一部規定は公布の日を予定）